

議案第二十四号

中央区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
右の議案を提出します。

令和七年五月十四日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
中央区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第二十三号）
の一部を次のように改正する。

第三号様式中「~~肄~~」を「~~苜~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

（説明）

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され

拘禁刑が創設されるため、教育委員会規則の一部を改正する必要があることから、この議案を提出します。

新旧対照表（抄）

○ 中央区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第二十三号）

<p>新</p>	<p>旧</p>
<p>附則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお、当分の間、使用することができる。</p>	

(新)

第3号様式(第9条関係)

処 分 説 明 書	
(一時差止処分を受ける者)	
(採用年月日) 年 月 日	(離職年月日) 年 月 日
(離職時の所属)	(離職時の役職名)
(離職時の給料月額) 円(給料表 級 号給)	
(処分発令年月日) 年 月 日	(根拠条項)
(処分の対象となる手当)	
(刑事事件との関係)	逮捕日 年 月 日 起訴日 年 月 日
(一時差止処分の理由) (思料される犯罪に係る罪条 :)	
(一時差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている 期 末 手 当 が支給される。 期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当 1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 2 この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合 3 一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくこの処分に係る 期 末 手 当 の基準日から起算して1年を経過した場合(ただし、一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。) 4 一時差止処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき 期 末 手 当 の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合 期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	
年 月 日	(一時差止処分者) 

